

伊 勢 市 公 報

第 179 号
平成 25 年 4 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市母子保健法施行細則	3
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	16
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	22
○ 伊勢市廃棄物投棄場条例施行規則の一部を改正する規則	24
○ 市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則	26
○ 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	28
教育委員会規則	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	30
訓 令	
○ 伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部を改正する規程	35
選挙管理委員会訓令	
○ 伊勢市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	37
監査委員訓令	
○ 伊勢市監査委員事務局事務処理規程の一部を改正する規程	39
農業委員会訓令	
○ 伊勢市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程	41
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	43
告 示	
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	47
○ 伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務の委託について	48
○ 指定代理納付者の指定について	50
○ 市道の路線の廃止について	51
○ 市道の路線の認定について	52
○ 道路の区域の決定について	54
○ 道路の供用開始について	56
○ 指定地域密着型サービス事業者指定の一部効力停止について	58
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	59
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	60
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	61
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	62
上下水道告示	
○ 水道料金及び下水道使用料等の収納の事務の委託について	63
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	65
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	66
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	67

公 告

- 都市公園の供用開始について

68

上下水道公告

- 公共下水道事業受益者負担金の平成 25 年度賦課対象区域について

69

伊勢市母子保健法施行細則をここに公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市母子保健法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の施行に関し、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(低体重児の届出)

第 2 条 法第18条の規定による低体重児の届出は、低体重児出生届（様式第 1 号）により行うものとする。

(養育医療の給付申請等)

第 3 条 省令第 9 条第 1 項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第 2 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 養育医療意見書（様式第 3 号）
- (2) 世帯調書（様式第 4 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療給付決定通知書（様式第 5 号）に省令第 9 条第 2 項に規定する養育医療券を添えて当該申請者に通知するものとし、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給付不承認通知書（様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

(費用の徴収)

第 4 条 市長は、法第20条の規定による養育医療の給付を行ったときには、法第21条の 4 の規定により、別表に定める額を当該措置を受けた者又は

その扶養義務者から徴収するものとする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、母子保健法施行細則（昭和62年三重県規則第15号。以下「県規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に県規則の規定により作成された帳簿等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 市長は、この規則の施行前においても、県規則の規定によりなされた養育医療の給付の決定に係る治療期間が平成25年3月31日を超えるものであって、当該決定の際に交付された養育医療券の有効期間が同日をもって満了する場合において、当該超える期間に係る第3条第2項の養育医療券を交付することができる。

別表（第4条関係）

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額 (円)	徴収基準加算月額 (円)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260	
C 1	A階層及びD階層を除	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	5,400	540
C 2	き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	7,900	790

D 1	A階層及び	所得 税の 年額	15,000円以下	10,800	1,080
D 2	B階層を除		15,001～40,000円	16,200	1,620
D 3	き、前年分		40,001～70,000円	22,400	2,240
D 4	の所得税課		70,001～183,000円	34,800	3,480
D 5	税世帯であ		183,001～403,000円	49,400	4,940
D 6	って、その		403,001～703,000円	65,000	6,500
D 7	所得税課税		703,001～1,078,000円	82,400	8,240
D 8	の額の区分		1,078,001～1,632,000円	102,000	10,200
D 9	が次の区分		1,632,001～2,303,000円	123,400	12,340
D 10	に該当する		2,303,001～3,117,000円	147,000	14,700
D 11	世帯		3,117,001～4,173,000円	172,500	17,250
D 12			4,173,001～5,334,000円	199,900	19,990
D 13			5,334,001～6,674,000円	229,400	22,940
D 14			6,674,001円以上	全額	左の徴収 基準月額 の10%と する。た だし、そ の額が 26,300円 に満たな い場合は 26,300円 とする。

備考

1 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD 1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

4 徴収月額の特例

(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D14階層を除く。)

基準月額×その月の入院期間／その月の実日数

(3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。

6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号（第2条関係）

低体重児出生届

No. _____

届出日 年 月 日

乳 児	ふりがな			
	氏名・性別	(男 ・ 女)		
	出生日	平成	年	月 日
	出生場所			
	出生時の 体重	g	出生順位	第 子
産 婦	氏 名		年 齡	歳
	住 所			
	電 話 番 号	(自宅) — — (携帯) — —		
	分娩時の 妊娠週数		週	日
届 出 者	住 所			
	氏 名		乳児との続柄	
医 師 の 指 導	1 あり (内容) 2 なし			
心配なことや気になることがあれば、ご記入ください。 ()				
希望する訪問時期： <input type="checkbox"/> できるだけ早い時期 (頃) <input type="checkbox"/> いつでもよい <input type="checkbox"/> その他 ()				
訪問希望先が上記の住所以外の時は、ご記入ください。 住 所： 連絡先：				

様式第2号（第3条関係）

養育医療給付申請書						
児	ふりがな 氏名		性別		生年 月日	年 月 日
	居住地	伊勢市				
	現在地					
保護者	氏名		児との 続柄		職業	
	居住地					
	現在地					
被保険者証の 記号及び番号			保険者の名称			
			保険者番号			
希望する指定 養育医療機関の 名称及び所在地						
備考						
<p>養育医療意見書、世帯調書を添えて上記のとおり養育医療給付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: center;">児との続柄</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">（宛先）伊勢市長</p>						

様式第3号（第3条関係）

養育医療意見書						
児の氏名		性別		生年月日	年 月 日	
居住地						
出生時の体重	g	在胎週数	満週	アプガースコア	生後1分点	出生時の場所 自院・他院・その他
					生後5分点	
出生時の体重が2,000gを超える場合の未熟性に係る所見		生活力が特に薄弱であると認められるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
		上記診断に係る所見				
主たる病状 (いずれか一つを選択)		<input type="checkbox"/> 極小未熟児 <input type="checkbox"/> 呼吸障害 <input type="checkbox"/> 仮死・無酸素症 <input type="checkbox"/> 先天異常 <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 重症黄疸 <input type="checkbox"/> その他 ()				
症 状 の 概 要	1 一般状態	<input type="checkbox"/> 運動不安・痙攣 <input type="checkbox"/> 運動異常				
	2 体温	<input type="checkbox"/> 摂氏34度以下				
	3 呼吸器 循環器	<input type="checkbox"/> 強度のチアノーゼ持続		<input type="checkbox"/> 呼吸数が毎分30以下		
		<input type="checkbox"/> チアノーゼ発作を繰り返す		<input type="checkbox"/> 出血傾向が強い		
	4 消化器	<input type="checkbox"/> 生後24時間以上排便がない		<input type="checkbox"/> 血性吐物・血性便がある		
		<input type="checkbox"/> 生後48時間以上嘔吐が持続				
	5 黄疸	<input type="checkbox"/> 有(強・中・弱)[生後()時間に発生] <input type="checkbox"/> 無				
その他所見 (合併症の有無等)						
診療予定期間		診療開始(継続)日		年 月 日		
		診療終了見込日		年 月 日		
現在受けている医療		<input type="checkbox"/> 保育器の使用 <input type="checkbox"/> 酸素吸入 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の使用 <input type="checkbox"/> 鼻腔栄養 <input type="checkbox"/> 輸液 <input type="checkbox"/> 交換輸血 <input type="checkbox"/> 光線療法 <input type="checkbox"/> 注射その他の医療				
症状の経過等参考事項						
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定養育医療機関 の名称及び所在地 担当医師の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>						

様式第4号（第3条関係）

世帯調書

児の氏名				申請者の氏名				
児の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	児との続柄	性別	生年月日	職業(勤務先)	確定申告の有無	所得税額(円)	同意事項の同意(押印)
								印
								印
								印
								印
								印
								印
								印
扶世養義務者外	住所 (電話番号)							
							印	
	住所 (電話番号)							
同意事項	<p>1 伊勢市で保管する住民記録情報について、伊勢市が調査することに同意します。</p> <p>2 伊勢市で市民税が課税されている世帯構成員（児童を除く。）及び世帯外扶養義務者の所得及び課税の状況（生活保護を受給している場合は、生活保護の受給状況を含む。）について、伊勢市が調査することに同意します。</p> <p>3 申請者は、伊勢市長が養育医療の給付を行わないことを決定した場合において、その旨を当該申請書に記載されている指定養育医療機関に通知することに同意します。</p>							

備考

- 「児の属する世帯構成」欄は、児本人と生計を一にしているすべての世帯構成員（当該児を含む。）について記入し、「世帯外扶養義務者」欄は、世帯構成員以外で現に当該児を扶養している扶養義務者がある場合に記入してください。
- 伊勢市で市民税が課税されていない世帯構成員及び世帯外扶養義務者（伊勢市で市民税が課税されている世帯構成員及び世帯外扶養義務者であって、伊勢市が調査した結果、所得及び課税の状況を把握できなかった者を含む。）について、所得・課税の状況を証する書類（給与所得の源泉徴収票、納税証明書、市民税・県民税課税証明書等）を添付してください。伊勢市以外の市町村で生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証明書を添付してください。

第 号
年 月 日

（申請者）

様

伊勢市長

印

養育医療給付決定通知書

さきに申請のありました 様に係る養育医療給付申請書を審査した結果、医療給付を適当と認めたので通知します。

なお、別添医療券を交付するので指定養育医療機関に提出してください。

徴収基準月額	円（児：	様分）
徴収基準月額	円（児：	様分）

（注）ただし、2人以上の児童について同時に養育医療の給付を行う場合は、その月の

徴収月額中最も多額な児童以外の児童については、上記額の10分の1（加算基準月額）により徴収月額を算定する。

（不服の申し立て）

この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

伊勢市長

印

養育医療給付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました養育医療給付申請について、
下記の理由により給付することができないため、不承認とします。

記

- 1 児氏名
- 2 不承認の理由

（不服の申し立て）

この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 17 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表総務部の部総務課の項中「情報公関係 市史編さん係」を「情報公関係」に改める。

第 6 条の表総務部の部総務課の款市史編さん係の項を削り、同部収税課の款徴収第一係の項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 市税の納付相談に関する事。

第 6 条の表総務部の部収税課の款徴収第二係の項中第 2 号から第 8 号までを次のように改める。

(2) 市税及び税外収入金の収納整理及び管理に関する事。

(3) 市税の消込みに関する事。

(4) 市税及び税外収入金の還付及び充当に関する事。

(5) 市税及び税外収入金の窓口収納に関する事。

(6) 市税及び税外収入金の口座振替に関する事。

(7) 納付環境の整備に関する事。

(8) 市税の督促状の発行に関する事。

第 6 条の表環境生活部の部市民交流課の款市民交流係の項中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 矢持会館に関する事。

第 6 条の表環境生活部の部戸籍住民課の款証明係の項中第 10 号を第 11 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次

の1号を加える。

(4) 特別永住者証明書に関すること。

第6条の表環境生活部の部環境課の款環境対策係の項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 専用水道等に関すること。

第6条の表健康福祉部の部健康課の款第6号中「特定健康診査及び」を「国民健康保険特定健康診査に係る」に改める。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項中第24号を第26号とし、第16号から第23号までを2号ずつ繰り下げ、第18号の前に次の1号を加える。

(17) 保護司等に関すること。

第6条の表健康福祉部の部生活支援課の款福祉総務係の項中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令に関すること。

第6条の表産業観光部の部産業支援課の款産業支援係の項第5号中「及び企業間交流」を削り、同項第9号を削り、同項企業誘致係の項に次の1号を加える。

(2) 課の庶務に関すること。

第6条の表産業観光部の部観光企画課の款観光振興係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表都市整備部の部監理課の款経理係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項企画調整係の項第2号中「宇治山田港湾整備」の次に「、宮川改修事業」を加え、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を

第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、同部都市計画課の款開発調整係の項第4号中「三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年三重県条例第17号）」を「伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年伊勢市条例第162号）」に改め、同部基盤整備課の款道路係の項第3号、同款街路公園係の項第4号及び同款河川係の項第3号中「工事の検査及び工事用資材の検収」を「工事等の検査」に改め、同部維持課の款管理係の項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同款維持係の項第3号中「検収」を「購入」に改め、同款補修係の項第3号中「、検収」を削り、同部建築住宅課の款建築係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同款営繕係の項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第18条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第20条の次に次の1条を加える。

（主事）

第20条の2 必要あるときは、係、検査室又は健康課に主事を置くことができる。

2 主事は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

第23条第2項の表地域振興課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同表生活福祉課の項中第30号を第31号とし、第6号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 特別永住者証明書に関すること。

第29条第2項の表総合支所の項からおおぞら児童園までの項中「主任」の次に「、主事」を加える。

第30条の表中「

主任保育士	上司の命を受けて、園務又は 所務を処理する。
-------	---------------------------

を

」

「

主任保育士	上司の命を受けて、園務又は所務を処理する。
主事	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

に改める。

」

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

「

別表出納員印の項中

か い 書	長方 縦16 横31	小俣総合支所 生活福祉課の 所管事務に係 る諸収入金の 収納	小俣総 合支所 生活福 祉課長	1
-------------	------------------	--	--------------------------	---

を

」

「

か い 書	長方 縦18 横32	小俣総合支所 生活福祉課の 所管事務に係 る諸収入金の 収納	小俣総 合支所 生活福 祉課長	1
-------------	------------------	--	--------------------------	---

に改める。

」

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成18年伊勢市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3級の項中「相当高度の知識又は経験を必要とする業務を

行う職務」を「主事の職務又はこれに相当する職務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年規則第58号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項中「保険医療機関等」を「保険医療機関」に改め、同条第4項中「医療機関等」を「保険医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、受給資格者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4に規定する費用を支払ったことを確認したときは、市長は当該費用の助成をするものとする。

第9条ただし書中「保険医療機関等」を「保険医療機関」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市廃棄物投棄場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市廃棄物投棄場条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市廃棄物投棄場条例施行規則（平成17年規則第112号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後4時」を「午後4時30分（正午から午後1時までを除く。）」に改める。

別表伊勢廃棄物投棄場の項中「、火曜日、木曜日及び金曜日」を「及び火曜日」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

市長の同意を得て任免する伊勢市病院企業職員の範囲に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(9) 主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 25 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 21 号

伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市予算の編成及び執行に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 41 号)
の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 3 号中「法第 177 条第 3 項」を「法第 177 条第 2 項」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 8 日

伊勢市教育委員会

委員長 中 居 信 明

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市体育施設条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3中「伊勢市朝熊山麓公園フットボール場」を「伊勢フットボールヴィレッジ」に改める。

第2条 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条の見出し中「使用許可」を「使用等の許可」に改め、同条第1項中「体育施設の許可」を「条例第6条による体育施設の使用又は利用(以下「使用等」という。)の許可」に、「伊勢市体育施設使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に」を「条例別表第1に掲げる施設にあっては伊勢市体育施設使用許可申請書(様式第1号)を伊勢市教育委員会に、条例別表第2に掲げる施設にあっては指定管理者が別に定める様式による申請書を指定管理者に」に、「教育委員会」を「教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)」に改め、同条第2項中「申請書」を「申請書又は指定管理者が別に定める様式による申請書(以下「申請書等」という。)」に、「別表第3」を「別表第1」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第2条とする。

第6条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「使用」を「使用等」に、「伊勢市体育施設使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)」を「条例別表第1に掲げる施設にあっては伊勢市体育施設使用許可書(様式第2号)を、条例別表第2に掲げる施設にあっては指定管理者が別に定める様式による許可書」に改め、同条を第3条とする。

第7条の見出し中「使用許可」を「使用等の許可」に改め、同条中「使用」を「使用等」に、「使用者」を「使用者等」に、「使用申請」を「使用等の申請」に、「許可書」を「前条の許可書又は指定管理者が別に定める様式による許可書(以下「許可書等」という。)」に、「伊勢市体育施設使用変更・取消申請書(様式第3号)を教育委員会に」を「、条例別表第1に掲げる施設にあつては伊勢市体育施設使用変更・取消申請書(様式第3号)を教育委員会に、条例別表第2に掲げる施設にあつては指定管理者が別に定める様式による申請書を指定管理者に」に改め、同条を第4条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「第10条」を「第12条」に、「使用料」を「使用料等」に、「伊勢市体育施設使用料返還申請書(様式第4号)に許可書を添えて」を「許可書等を添えて条例別表第1に掲げる施設にあつては伊勢市体育施設使用料返還申請書(様式第4号)を教育委員会に、条例別表第2に掲げる施設にあつては指定管理者が別に定める様式による申請書を指定管理者に」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「使用者」を「使用者等」に、「別表第4」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1項中「使用者」を「使用者等」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育委員会等」に、「使用者の」を「使用者等の」に、「当該使用者」を「当該使用者等」に、「使用者に通知」を「使用者等に通知」に改め、同条第3項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に、「申請書」を「申

「伊勢市北浜スポーツグラウンド
伊勢市宮川ゲートボール場
伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E」を

「伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E
伊勢市宮川ゲートボール場」に、「伊勢市大仏山公園スポーツセンター」を
「伊勢市大仏山公園スポーツセンター」に、「使用する日の属する月の前月の初日から15日までの期間」を

「伊勢市大仏山公園スポーツセンター」に、「使用する日の属する月の前月の初日から15日までの期間」を
「伊勢市北浜スポーツグラウンド」に、「利用する日の属する月の前月の初日から当日までの期間」を
に改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「設備等を使用」を「設備等を使用等」に、「使用者」を「使用者等」に改め、同表を別表第2とする。

様式第1号中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第4条」を「第6条」に改める。

様式第2号中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第3号中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第4号中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成25年3月31日までの間において規則で定める日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この規則による改正前の伊勢市体育施設条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の伊勢市体育施設条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の伊勢市体育施設条例施行規則に基づく伊勢フットボールヴィレッジの使用の申請その他の準備行為は、この規則の施行日前においても、行うことができる。

伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第4号

伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程の一部を改正する規程

伊勢市市税等滞納処分執行停止取扱規程（平成17年伊勢市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条各号列記以外の部分中「第15条の7第1項」の次に「又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条第1項」を加え、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この訓令において「市税等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育料
- (6) 農業集落排水事業使用料
- (7) 農業集落排水事業分担金
- (8) 下水道使用料
- (9) 下水道事業受益者負担金
- (10) 下水道事業区域外流入協力金
- (11) 前各号の滞納に係る延滞金

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会訓令第1号

伊勢市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

伊勢市選挙管理委員会規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「事務局長、選挙係長、」を「事務局長を、係に選挙係長、」に改める。

第16条第3項中「事務局次長、主幹及び主査を」を「事務局に事務局次長、主幹及び主査を、係に主事を」に改める。

第17条中第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 主事は、上司の命令を受け、特定の事務又は一般の事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市監査委員事務局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市代表監査委員 鈴木 一 博

監査委員訓令第1号

伊勢市監査委員事務局事務処理規程の一部を改正する規程

伊勢市監査委員事務局事務処理規程（平成17年監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「事務局次長又は主幹を」を「事務局次長及び主幹に」に、「事務局又は係に主査を」を「事務局又は係に主査を、係に主事を」に改める。

第5条第5項中「主幹又は主査は、」を「主幹及び主査は、」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 6 主事は、上司の命を受けて特定の業務を処理する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市農業委員会

会長 早 川 繁 一

伊勢市農業委員会訓令第1号

伊勢市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

伊勢市農業委員会事務局規程（平成17年伊勢市農業委員会訓令第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主査を」の次に「、係に主事を」を加える。

第6条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 主事は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する

規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院事務分掌規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部改正)

第1条 市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号中「理学療法室」を「リハビリテーション室」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし同条第5項第3号中「外来係 入退院係 地域医療連携係」を「医事係 地域医療連携係 電算システム係」に改める。

第4条の表理学療法室の部中「理学療法室」を「リハビリテーション室」に改め、同部に次の5号を加える。

- (3) 作業療法の実施及び指導に関すること。
- (4) 作業療法の研究に関すること。
- (5) 言語訓練その他の訓練の実施及び指導に関すること。
- (6) 前号に規定する訓練の実施に必要な音声機能及び言語機能に係る検査、聴力検査その他の検査に関すること。
- (7) 第5号に規定する訓練及び前号に規定する検査の研究に関すること。

第4条の表作業療法室の部及び言語聴覚室の部を削る。

第7条の表経営企画室の部企画系の項中第5号を削り、同表医療事務課の部外来系の項中「外来係」を「医事係」に改め、同項第1号中「外来」の次に「及び入退院」を加え、同項第2号中「外来」の次に「及び入退院の」を加え、同項に次の2号を加える。

- (6) 助産施設に関すること。

(7) その他医療事務に関すること。

第7条の表医療事務課の部中入退院係の項を削り、地域医療連携系の項の次に次のように加える。

電算システム係

- (1) 医療情報システムの管理運営に関すること。
- (2) 医療情報の保護に関すること。
- (3) 院内における電子計算機事務の調整及び管理運営に関すること。
- (4) その他電子計算機事務に関すること。

第21条の2を第21条の3とし、第21条の次に次の1条を加える。

(主事)

第21条の2 必要があるときは、係又は健診センター室に主事を置くことができる。

2 主事は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 4 第3条第3号の給料表の適用を受ける職員の勤勉手当の額は、給与条例第28条及び前2項により算定した額に管理者が別に定める額を加えた額とする。

附則に次の1項を加える。

(平成25年4月から平成26年3月までの間の地域手当に関する特例措置)

- 7 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、第9条第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

別表第4中「相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」
を「主事の職務又はこれに相当する職務」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 33 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

伊勢市河崎 1 丁目 4 番 35 号

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 中北 隆敏

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 34 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市ふるさと応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町 101 番地 アーバンネット四条
烏丸ビル

株式会社フューチャーコマース

代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区神田錦町1丁目1番 地	ミニストップ株式会社

伊勢市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
三重県四日市市幸町 2 番 4 号	株式会社 三重銀カード
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号	株式会社 ジェーシービー

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 36 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
松下 12 号線	二見町松下字北浦新田 1349 番 33 地先		
	二見町松下字中新田 1365 番 2 地先		
一色 8 号線	県道宇治山田港線		
	一色 3 号線		

伊勢市告示第 37 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
松下 12 号線	二見町松下字北浦新田 1349 番 33 地先		
	二見町松下字奥新田 1366 番 87 地先		
一色 8 号線	一色町字中川 892 番 7 地先		
	一色町字向崎 1470 番 4 地内		
相合 24-14 号線	小俣町相合 949 番 3 地先		
	小俣町相合 957 番 13 地先		
鹿海 24-15 号線	鹿海町字西岡 1504 番 4 地先		
	鹿海町字西岡 1504 番 12 地先		
鹿海 24-16 号線	鹿海町字西岡 1504 番 26 地先		
	鹿海町字西岡 1504 番 28 地先		

鹿海 24-17 号線	鹿海町字西岡 1504 番 32 地先		
	鹿海町字西岡 1512 番 2 地先		
鹿海 24-18 号線	鹿海町字西岡 1504 番 7 地先		
	鹿海町字西岡 1504 番 9 地先		
宮山小 24-19 号線	旭町字橋丸田 349 番 6 地先		
	旭町字橋丸田 239 番 3 地先		
宮山小 24-20 号線	旭町字橋丸田 236 番 2 地先		
	旭町字橋丸田 236 番 7 地先		
植山 24-21 号線	植山町字東三丁 82 番 8 地先		
	植山町字東三丁 82 番 10 地先		
小木 24-22 号線	小木町字萩原 191 番 1 地先		
	小木町字萩原 191 番 6 地先		
小俣明野 24-23 号線	小俣町明野 712 番 1 地内		
	小俣町明野 705 番 8 地先		
小俣明野 24-24 号線	小俣町明野 709 番 5 地先		
	小俣町明野 709 番 5 地先		

伊勢市告示第 38 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	松下 12 号線	1.0 ～ 8.9	636
市 道	一色 8 号線	1.8 ～ 7.9	1016.2
市 道	相合 24-14 号線	6.0 ～ 9.0	69
市 道	鹿海 24-15 号線	6.0 ～ 13.0	90
市 道	鹿海 24-16 号線	6.0 ～ 13.0	26
市 道	鹿海 24-17 号線	6.0 ～ 11.0	44
市 道	鹿海 24-18 号線	6.0 ～ 13.0	28
市 道	宮山小 24-19 号線	6.0 ～ 13.0	56.5
市 道	宮山小 24-20 号線	6.0 ～ 11.0	45
市 道	植山 24-21 号線	6.0 ～ 13.0	33
市 道	小木 24-22 号線	6.0 ～ 13.0	49.5

市道	小俣明野 24-23 号線	6.0 ~ 13.0	98
市道	小俣明野 24-24 号線	6.0 ~ 12.0	19

伊勢市告示第 39 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
松下 12 号線	二見町松下字北浦新田 1349 番 33 地先 二見町松下字奥新田 1366 番 87 地先	平成 25 年 4 月 3 日
一色 8 号線	一色町字中川 892 番 7 地先 一色町字向崎 1470 番 4 地内	平成 25 年 4 月 3 日
相合 24-14 号線	小俣町相合 949 番 3 地先 小俣町相合 957 番 13 地先	平成 25 年 4 月 3 日
鹿海 24-15 号線	鹿海町字西岡 1504 番 4 地先 鹿海町字西岡 1504 番 12 地先	平成 25 年 4 月 3 日
鹿海 24-16 号線	鹿海町字西岡 1504 番 26 地先 鹿海町字西岡 1504 番 28 地先	平成 25 年 4 月 3 日

鹿海 24-17 号線	鹿海町字西岡 1504 番 32 地先 鹿海町字西岡 1512 番 2 地先	平成 25 年 4 月 3 日
鹿海 24-18 号線	鹿海町字西岡 1504 番 7 地先 鹿海町字西岡 1504 番 9 地先	平成 25 年 4 月 3 日
宮山小 24-19 号線	旭町字橋丸田 349 番 6 地先 旭町字橋丸田 239 番 3 地先	平成 25 年 4 月 3 日
宮山小 24-20 号線	旭町字橋丸田 236 番 2 地先 旭町字橋丸田 236 番 7 地先	平成 25 年 4 月 3 日
植山 24-21 号線	植山町字東三丁 82 番 8 地先 植山町字東三丁 82 番 10 地先	平成 25 年 4 月 3 日
小木 24-22 号線	小木町字萩原 191 番 1 地先 小木町字萩原 191 番 6 地先	平成 25 年 4 月 3 日
小俣明野 24-23 号線	小俣町明野 712 番 1 地内 小俣町明野 705 番 8 地先	平成 25 年 4 月 3 日
小俣明野 24-24 号線	小俣町明野 709 番 5 地先 小俣町明野 709 番 5 地先	平成 25 年 4 月 3 日

伊勢市告示第 40 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 10 第 4 号、第 5 号及び第 9 号の規定により、指定地域密着型サービス事業者に係る事業者指定の一部の効力を停止したので、同法第 78 条の 11 第 4 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
名称 有限会社サンテ
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名称 グループホームやまぶき
所在地 松阪市駅部田町 473 番地
- 3 効力停止の内容及び期間
内容 新規利用者の受入れ停止
期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで
- 4 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 41 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 桜 本 孝 士

伊勢市野村町 5558 番地 2

変更後 田 端 正 美

伊勢市野村町 5560 番地 2

伊勢市告示第 42 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 25 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 澤 村 孝 一

伊勢市柏町 147 番地 2

変更後 森 隆 生

伊勢市柏町 557 番地 1

伊勢市告示第 43 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 25 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 西 山 久

伊勢市神菌町 1150 番地

変更後 月 岡 顕 人

伊勢市神菌町 1098 番地

伊勢市告示第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、御菌町新開区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 西 田 和 之

伊勢市御菌町新開 335 番地 1

変更後 田 村 興 亜

伊勢市御菌町新開 327 番地 20

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料等の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社 電算システム

常務取締役執行役員 事業本部長 小林 領司

2 委託期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 取り扱い可能なコンビニエンスストア

所在地	名称
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ

東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストアイースト
熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストアウエスト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番 1 号	株式会社ポプラ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
74	有限会社北井組	伊勢市二見町三津 395 番地 2	平成 25 年 3 月 31 日
164	有限会社侑馬	伊勢市一字田町 397 番地 3	平成 25 年 3 月 31 日
205	有限会社大勢	伊勢市村松町 1380 番地 11	平成 25 年 3 月 31 日
206	吉村工業株式会社	津市雲出長常町 1349 番地 6	平成 25 年 3 月 31 日
327	株式会社鈴木設備	津市津興 104 番地	平成 25 年 3 月 31 日
332	吉岡鉄工所	伊賀市阿保 773 番地 1	平成 25 年 3 月 31 日
333	美輪ホームサービス	松阪市光町 5 番地 3	平成 25 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
369	A F T A	津市海岸町 20 番 19 号	平成 25 年 4 月 5 日
370	今井設備	松阪市高須町 3850 番地 3	平成 25 年 4 月 5 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 25 年 4 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 25 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町湯田の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 27 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 25 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域(m ²)
伊勢市二見スポーツ公園	伊勢市二見町茶屋 2271 番地ほか	10,362.11

供用開始の期日 平成 25 年 4 月 1 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市上下水道事業公告第 1 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 25 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成 25 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 25 年度賦課対象区域

二見町荘、二見町西、二見町溝口の一部

小俣町明野、小俣町元町、小俣町本町、小俣町相合、小俣町湯田の一部

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町上條、

御菌町小林の各一部

平成25年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域

市営住宅今一色団地

西区集会所

二見中学校

西クリーンセンター

市営住宅五十鈴川団地

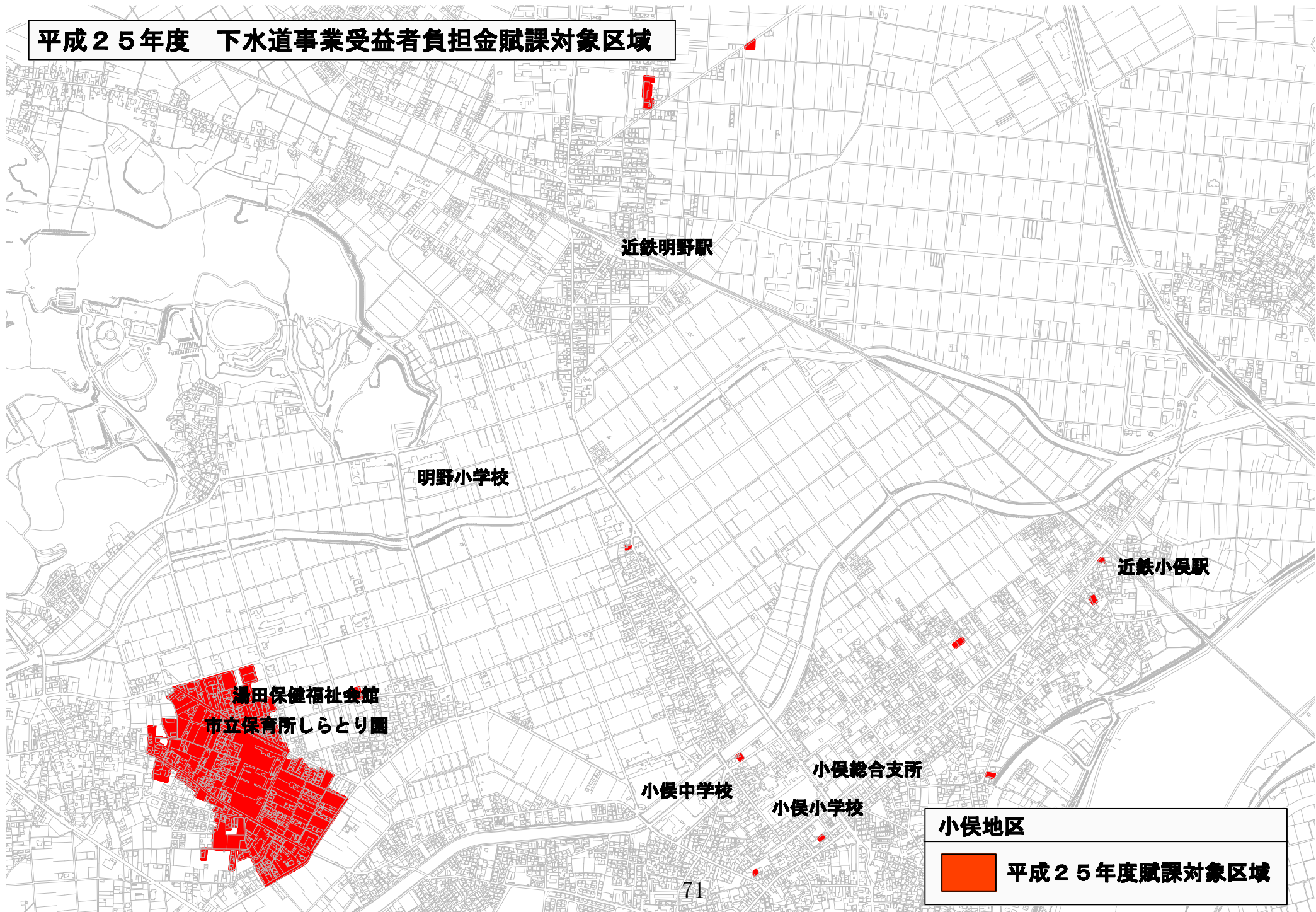
二見地区



平成25年度賦課対象区域

溝口ポンプ場

平成25年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



近鉄明野駅

明野小学校

湯田保健福祉会館
市立保育所しらとり園

小俣中学校

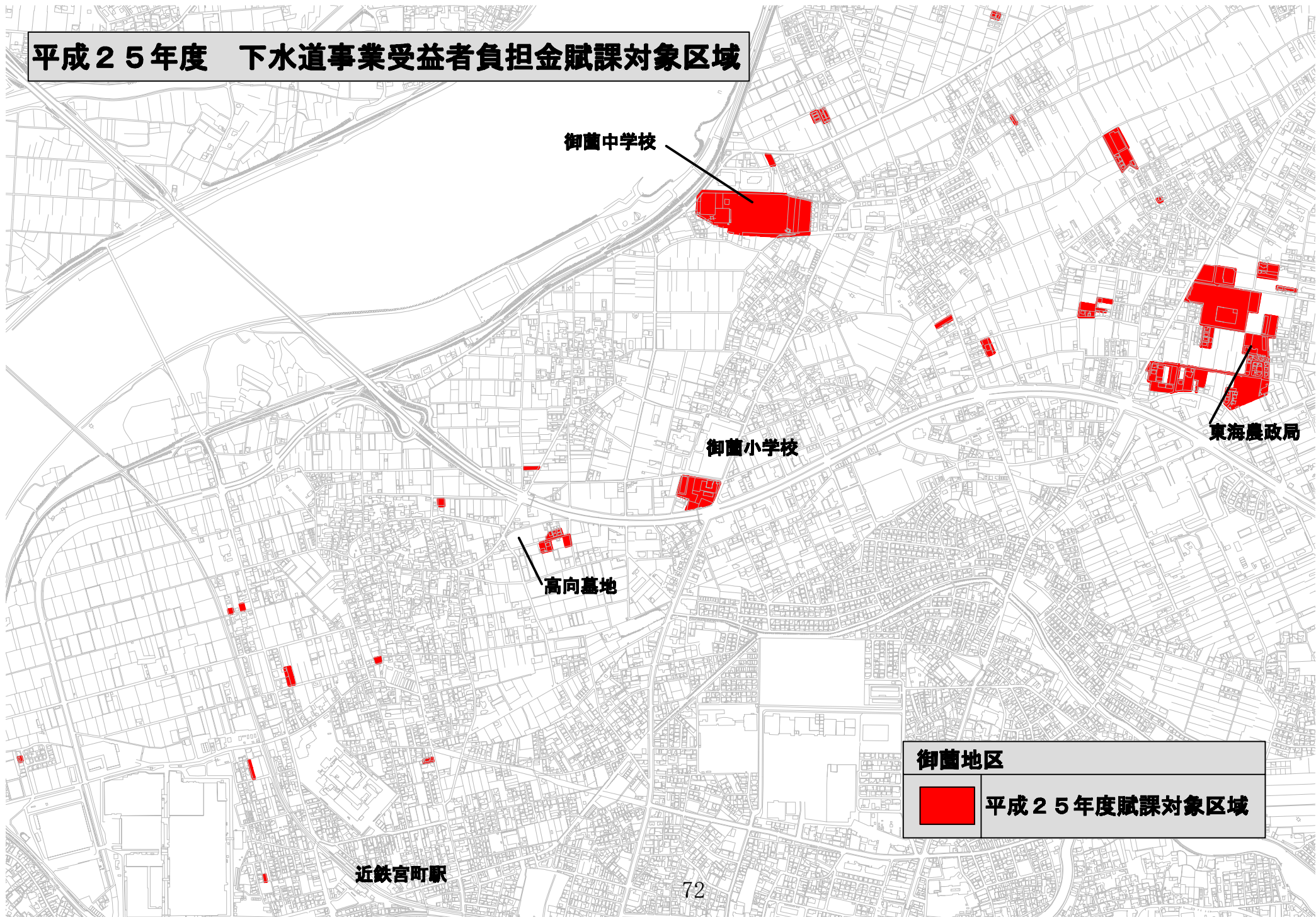
小俣総合支所
小俣小学校

近鉄小俣駅

小俣地区

平成25年度賦課対象区域

平成25年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域




御藺中学校

御藺小学校

東海農政局

高向墓地

近鉄宮町駅

御藺地区	
	平成25年度賦課対象区域